

## V 検針・水道料金・下水道使用料

### 1 検針状況

区分 年度・月	人員	検針件数 (件)	完全検針件数 (件)	事故件数内訳(件)						検針率	一人 一日 平均 件数 (件)	一人 一月 平均 件数 (件)
				積荷	留守	埋り	位置不明	その他	計			
24年度	983	1,778,342	1,777,986	12	146	9	6	183	356	99.98%	182	1,809
24年4月	83	147,693	147,660	1	10	1	1	20	33	99.98%	179	1,779
5月	83	147,926	147,886		17			23	40	99.97%	170	1,782
6月	81	147,792	147,757		15	3		17	35	99.98%	181	1,825
7月	82	148,113	148,069	1	10	1		32	44	99.97%	174	1,806
8月	83	147,891	147,873	2	5		3	8	18	99.99%	191	1,782
9月	82	148,436	148,412	1	11	1		11	24	99.98%	175	1,810
10月	83	147,368	147,341	1	7	1		18	27	99.98%	189	1,776
11月	82	148,738	148,708	2	20			8	30	99.98%	177	1,814
12月	81	148,250	148,229	1	7		1	12	21	99.99%	192	1,830
25年1月	81	148,759	148,725	1	19			14	34	99.98%	182	1,837
2月	81	148,290	148,266	2	9	2		11	24	99.98%	196	1,831
3月	81	149,086	149,060		16		1	9	26	99.98%	180	1,841
23年度	1,003	1,757,914	1,757,657	27	124	10	10	86	257	99.99%	177	1,753
22年度	1,004	1,741,705	1,741,445	21	131	1	7	100	260	99.99%	173	1,735
21年度	973	1,692,042	1,691,896	23	55	5	6	57	146	99.99%	154	1,739
20年度	958	1,673,498	1,673,305	25	67	25	10	66	193	99.99%	176	1,747

### 2 水道料金累積収納状況

年度	調定額		収納額		収納率(%)	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数	金額
24年度	3,353,108	12,521,474,876	2,860,830	10,792,254,223	85.32	86.19
23年度	3,314,315	12,597,496,238	3,306,356	12,575,080,925	99.76	99.82
22年度	3,280,250	12,696,950,388	3,272,361	12,677,475,686	99.76	99.85
21年度	3,192,659	12,566,223,177	3,185,480	12,548,327,132	99.78	99.86
20年度	3,157,586	12,696,792,622	3,150,789	12,677,397,629	99.78	99.85

\*平成24年度の収納額は、平成25年3月31日現在であり、東地区2月検針調定分は3月と4月に、西地区3月検針調定分は、4月と5月に収納される。

\*調定額は、洗管水道料金等を含む。「4 収納方法別調定件数」の合計は、毎月の請求処理日時点（洗管水道料金等含まない）の統計のため一致しない。

### 3 下水道使用料累積収納状況

年度	調定額		収納額		収納率(%)	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数	金額
24年度	3,021,630	11,039,015,460	2,583,128	9,521,449,202	85.49	86.25
23年度	2,965,206	11,083,698,324	2,953,591	11,042,570,354	99.61	99.63
22年度	2,910,374	11,133,814,055	2,898,799	11,093,882,745	99.60	99.64
21年度	2,824,839	11,076,227,757	2,814,653	11,036,663,403	99.64	99.64
20年度	2,753,373	11,075,523,743	2,744,440	11,034,336,244	99.68	99.63

\*平成24年度の収納額は、平成25年3月31日現在であり、東地区2月検針調定分は3月と4月に、西地区3月検針調定分は、4月と5月に収納される。

### 4 水道料金収納方法別調定件数

年度	口座制		納付制		合計
	件数(件)	%	件数(件)	%	件数(件)
24年度	2,670,228	81.48	607,030	18.52	3,277,258
23年度	2,644,860	81.65	594,600	18.35	3,239,460
22年度	2,621,487	82.01	574,993	17.99	3,196,480
21年度	2,573,384	82.66	539,830	17.34	3,113,214
20年度	2,557,049	83.00	523,838	17.00	3,080,887

## 5 水道料金改定の変遷

実施年月日		T13.10.1	S2.5.1		S18.7.1	S21.4.1
区分						
家事用水	最低料金	月12m <sup>3</sup> 以下 1円2銭	月12m <sup>3</sup> 以下 96銭	基本料金	10m <sup>3</sup> 以下 1円	統 合 最低料金制を 廃止
	超過料金	200m <sup>3</sup> 以下 1m <sup>3</sup> 8.5銭 201m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> 6.8銭	100m <sup>3</sup> 以下 1m <sup>3</sup> 8銭 101m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> 6.4銭	超過料金	1m <sup>3</sup> に付 10銭	
営業用水	最低料金	月12m <sup>3</sup> 以下 1円2銭	月40m <sup>3</sup> 以下 2円80銭	基本料金	40m <sup>3</sup> 以下 3円60銭	使用料 1m <sup>3</sup> に付 20銭
	超過料金	200m <sup>3</sup> 以下 1m <sup>3</sup> 8.5銭 201m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> 6.8銭	200m <sup>3</sup> 以下 1m <sup>3</sup> 7銭 201m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> 5.6銭	超過料金	1m <sup>3</sup> に付 9銭	
汽車用水	最低料金	月12m <sup>3</sup> 以下 78銭	月500m <sup>3</sup> 以下 32円50銭	基本料金	500m <sup>3</sup> 以下 45円	
	超過料金	200m <sup>3</sup> 以下 1m <sup>3</sup> 6.5銭 201m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> 5.2銭	500m <sup>3</sup> 以下 1m <sup>3</sup> 6.5銭 501m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> 5.2銭	超過料金	1m <sup>3</sup> に付 9銭	
湯屋用水	最低料金	月12m <sup>3</sup> 以下 54銭	月200m <sup>3</sup> 以下 9円	基本料金	200m <sup>3</sup> 以下 12円	最低料金制を廃止
	超過料金	200m <sup>3</sup> 以下 1m <sup>3</sup> 4.5銭 201m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> 3.6銭	200m <sup>3</sup> 以下 1m <sup>3</sup> 4.5銭 201m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> 3.6銭	超過料金	1m <sup>3</sup> に付 6銭	1m <sup>3</sup> に付 12銭
一時用水	1m <sup>3</sup> に付	16銭	左 同	1m <sup>3</sup> に付	20銭	40銭
娯楽用水	1m <sup>3</sup> に付	28銭	”	1m <sup>3</sup> に付	35銭	70銭
共用 (公設)	最低料金	月6.5m <sup>3</sup> 以下 39銭	”	基本料金	6.5m <sup>3</sup> 以下 48銭	廃 止
	超過料金	6.5m <sup>3</sup> を超える 1m <sup>3</sup> 6銭	”	超過料金	1m <sup>3</sup> に付 8銭	1m <sup>3</sup> に付 16銭
共用 (私設)	最低料金	月6.5m <sup>3</sup> 以下 52銭	”	基本料金	6.5m <sup>3</sup> 以下 60銭	廃 止
	超過料金	6.5m <sup>3</sup> を超える 1m <sup>3</sup> 8銭	”	超過料金	1m <sup>3</sup> に付 10銭	1m <sup>3</sup> に付 20銭
水道料金納付方法		年4期納付制	左 同	納付方法	昭和10年度より月納 集金制に改正	昭和19年度より 年6期集金制に 改正
備 考			家事用水のみ 値下げ	備 考		最低料金制を 廃止し給水栓 1個に付20 銭を徴収

※ 制定当時は、計量制と定額制の2本立であり、定額制は1戸5人までは1カ月1円、1人増す毎に15銭、  
支栓1個増す毎に20銭、浴槽1個30銭。

S22. 3. 1	S22. 6. 1	S22. 11. 1	S23. 10. 1	S25. 2. 1	S26. 12. 1	S28. 6. 1	S33. 4. 1	S38. 11. 1
1 m <sup>3</sup> に付 50 銭	1 m <sup>3</sup> に付 1 円 20 銭	1 m <sup>3</sup> に付 3 円 60 銭	1 m <sup>3</sup> に付 7 円	基本水量 8 m <sup>3</sup>  基本料金 80 円  超過料金 1 m <sup>3</sup> 10 円	8 m <sup>3</sup>  96 円  1 m <sup>3</sup> 13 円	8 m <sup>3</sup>  120 円  1 m <sup>3</sup> 17 円	8 m <sup>3</sup>  180 円  1 m <sup>3</sup> 22 円	8 m <sup>3</sup>  240 円  1 m <sup>3</sup> 32 円
—	—	—	—	基本水量 150 m <sup>3</sup> 基本料金 975 円	150 m <sup>3</sup> 1,170 円	150 m <sup>3</sup> 1,460 円	150 m <sup>3</sup> 1,500 円	150 m <sup>3</sup> 2,000 円
1 m <sup>3</sup> に付 30 銭	1 m <sup>3</sup> に付 72 銭	1 m <sup>3</sup> に付 2 円 20 銭	1 m <sup>3</sup> に付 4 円 50 銭	超過料金 1 m <sup>3</sup> 6 円 50 銭	1 m <sup>3</sup> 8 円 50 銭	1 m <sup>3</sup> 11 円	1 m <sup>3</sup> 11 円	1 m <sup>3</sup> 15 円
1 円	2 円 20 銭	7 円 20 銭	14 円 50 銭	20 円	25 円	30 円	40 円	55 円
1 円 75 銭	4 円 20 銭	12 円	24 円	40 円	50 円	60 円	80 円	廃止
—	—	—	—	基本水量 6 m <sup>3</sup> 基本料金 48 円	6 m <sup>3</sup> 55 円	6 m <sup>3</sup> 70 円	統合 基本水量 6 m <sup>3</sup> 基本料金 90 円	6 m <sup>3</sup> 120 円
1 m <sup>3</sup> に付 40 銭	1 m <sup>3</sup> に付 96 銭	1 m <sup>3</sup> に付 3 円	1 m <sup>3</sup> に付 6 円	超過料金 1 m <sup>3</sup> 8 円	1 m <sup>3</sup> 10 円	1 m <sup>3</sup> 13 円	1 m <sup>3</sup> 16 円	1 m <sup>3</sup> 22 円
—	—	—	—	基本水量 6 m <sup>3</sup> 基本料金 60 円	6 m <sup>3</sup> 72 円	6 m <sup>3</sup> 90 円	1 m <sup>3</sup> 16 円	1 m <sup>3</sup> 22 円
1 m <sup>3</sup> に付 50 銭	1 m <sup>3</sup> に付 1 円 20 銭	1 m <sup>3</sup> に付 3 円 60 銭	1 m <sup>3</sup> に付 7 円	超過料金 1 m <sup>3</sup> 10 円	1 m <sup>3</sup> 13 円	1 m <sup>3</sup> 17 円	1 m <sup>3</sup> 16 円	1 m <sup>3</sup> 22 円
左 同	左 同	左 同	左 同	左 同	左 同	毎月集金 制に改正	左 同	左 同
給水栓 1 個に付 50 銭	左 同 1 円	左 同 1 円	左 同 2 円	左 同 2 円 基本料金制を実施	取付水栓料 廃止		改定率平均 26.20%	改定率平均 41.30%

実施年月日		昭和48年4月1日			昭和51年1月1日				
口径別	区分	基本料金	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)		基本料金	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)			
			第一段	第二段		第一段	第二段	第三段	第四段
一般用	13mm				8m <sup>3</sup> 以下 360円	9m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> 以下 58円	21m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 以下 65円	31m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 以下 73円	41m <sup>3</sup> 以上 83円
	20mm	8m <sup>3</sup> 以下 280円	9m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 以下 40円	31m <sup>3</sup> 以上 41円					
	25mm				8m <sup>3</sup> 以下 380円	9m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> 以下 60円	21m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 以下 68円	31m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 以下 77円	41m <sup>3</sup> 以上 88円
	40mm	1,000円			1,400円				
	50mm	1,500円			2,100円				
	75mm	3,000円	30m <sup>3</sup> 以下 40円	31m <sup>3</sup> 以上 41円	4,200円	20m <sup>3</sup> 以下 68円	21m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> 以下 78円	51m <sup>3</sup> 以上 100m <sup>3</sup> 以下 89円	101m <sup>3</sup> 以上 101円
	100mm	5,000円			7,000円				
150mm	10,000円			14,000円					
浴場営業用	150m <sup>3</sup> 以下 2,000円		151m <sup>3</sup> 以上 15円		150m <sup>3</sup> 以下 2,600円		151m <sup>3</sup> 以上 20円		
共用給水装置	1戸につき 6m <sup>3</sup> 以下 120円		7m <sup>3</sup> 以上 22円		1戸につき 6m <sup>3</sup> 以下 150円		基本水量を超える水量	30円	
一時用		1m <sup>3</sup> につき	95円			1m <sup>3</sup> につき	200円		
私設消火栓		口径50mm未満・演習20分以内 1個1回につき300円 口径50mm以上・演習20分以内 1個1回につき600円				左	同		
連合専用給水装置		1戸につき、一般用の料金を適用する。				左	同		
備考		用途別料金体系を廃止、口径別料金体系を採用、浴場営業用、一時用、共用栓については、用途別を存置し料金を据置。 一般用料金は、従量制を設定 逡増料金方式を採用。 前受料金制を廃止。				口径区分を現行の6区分を7区分(13mmを独立)に改定、従量料金も2段階を4段階とし、逡増方式を強化。			
料金徴収方法		集金制、納付制、銀行口座振替制、各毎月。(昭和39.8採用)				左	同		
改定率		総合平均28.8% 家庭用22.2% (原案)34.98%			総合平均7.4% 家庭用38.9% (原案)7.4%				

昭和53年2月1日					昭和59年2月1日					平成元年 4月1日	
基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)				基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)					
	第一段	第二段	第三段	第四段		第一段	第二段	第三段	第四段		
8m <sup>3</sup> 以下 400円					8m <sup>3</sup> 以下 580円					料金は、 左記料金 表の基本 料金と従 量料金と の合計額 に100分 の103を 乗じて得 た額(1円 未満の端 数は、切 り捨て)と する。	
8m <sup>3</sup> 以下 500円	9m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> 以下 70円	21m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 以下 80円	31m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 以下 90円	41m <sup>3</sup> 以上 100円	8m <sup>3</sup> 以下 730円	9m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> 以下 100円	21m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 以下 120円	31m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 以下 130円	41m <sup>3</sup> 以上 150円		
8m <sup>3</sup> 以下 700円					8m <sup>3</sup> 以下 1,030円						
1,800円					2,800円						
4,000円					6,200円						
7,000円	50m <sup>3</sup> 以下 100円	51m <sup>3</sup> 以上 100m <sup>3</sup> 以下 110円	101m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> 以下 120円	501m <sup>3</sup> 以上 135円	11,000円	50m <sup>3</sup> 以下 150円	51m <sup>3</sup> 以上 100m <sup>3</sup> 以下 160円	101m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> 以下 180円	501m <sup>3</sup> 以上 210円		
12,000円					19,000円						
25,000円					40,000円						
150m <sup>3</sup> 以下 3,000円					151m <sup>3</sup> 以上 20円						150m <sup>3</sup> 以下 4,000円
1戸につき 6m <sup>3</sup> 以下 200円	基本水量を超える水量			30円	1戸につき 6m <sup>3</sup> 以下 300円	基本水量を超える水量			50円		
1m <sup>3</sup> につき 240円					1m <sup>3</sup> につき 360円						
左 同					左 同						
左 同					左 同						
口径13、20、25mmの基本料金について、 各々格差を設けた。 従量料金については、口径13～25mmと、40 mm以上の2区画とし、ともに逓増方式を更に強化。					料金体系は、前回は踏襲した。料金水準につき、 生活用水と浴場営業用の改定率の緩和を図り、共同 住宅料金の適正化を実施。						平成元年 8月1日 以後の支 払い料金 から適用
左 同					左 同						左 同
総合平均 22.46% 家庭用 17.8% (原案) 22.46%					総合平均 48.67% 家庭用 43.55% (原案) 48.67%					総合平均 3.00%	

実施年月日		平成4年2月1日								平成9年 4月1日	
口径別	区分	基本料金	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)								
			第一段		第二段		第三段		第四段		
一般 用	13mm	10m <sup>3</sup> 以下 1,050円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	料金は、 左記料金 表の基本 料金と従 量料金と の合計額 に100分 の105を 乗じて得 た額 (1円未満 の端数は、 切り捨て) とする。
	20mm	10m <sup>3</sup> 以下 1,390円	11~20	135	21~30	160	31~40	185	41以上	220	
	25mm	10m <sup>3</sup> 以下 1,840円									
	40mm	3,850円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	
	50mm	8,350円									
	75mm	14,850円	1~50	220	51~100	240	101~500	260	501以上	290	
	100mm	25,600円									
	150mm	55,000円									
浴場営業用	150m <sup>3</sup> 以下 5,200円	151m <sup>3</sup> 以上		1m <sup>3</sup> につき		55円					
共用給水装置	1戸につき 6m <sup>3</sup> 以下 400円	基本水量を超える水量		1m <sup>3</sup> につき		65円					
一時用		1m <sup>3</sup> につき		525円							
私設消火栓		口径50mm未満演習20分以内1個1回につき		300円				口径50mm以上演習20分以内1個1回につき		600円	
連合専用給水装置		1戸につき一般用の料金を適用する。									
備考		<p>料金体系は、前回は踏襲した。但し口径13mm~25mmの基本水量分については、8m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>へ変更した。</p> <p>また、生活用水と浴場営業用については、改定率の緩和を図った。</p> <p>※税抜表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨て）とする。</p>									平成9年 8月1日 以後の支 払い料金 から適用
料金徴収方法		集金制、納付制、銀行口座振替制、各毎月								左 同	
改定率 (消費税抜き額により算出)		総合平均 45.58%		家庭用 34.74%		総合平均 2.00%					
		(原案) 45.58%									

※ 連合栓給水装置について平成9年度条例改定時に「1戸につき口径13ミリメートルの一般用の料金を適用する」に変更。

実施年月日		平成21年9月1日										
口径別	区分	基本料金	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)									
			第一段		第二段		第三段		第四段		第五段	
一般用	13mm	945円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円
	20mm	1,302円	1~10	15.75	11~20	141.75	21~30	168	31~40	194.25	41以上	231
	25mm	1,774.5円										
	40mm	4,042.5円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	/	
	50mm	8,767.5円										
	75mm	15,592.5円										
	100mm	26,880円	1~50	231	51~100	252	101~500	273	501以上	304.5		
	150mm	57,750円										
浴場営業用	150m <sup>3</sup> 以下 5,460円	151m <sup>3</sup> 以上		1m <sup>3</sup> につき		57.75円						
一時用		1m <sup>3</sup> につき		551.25円								
私設消火栓		口径50mm未満演習20分以内1個1回につき 315円 口径50mm以上演習20分以内1個1回につき 630円										
備考		(1) 基本水量制の廃止 (2) 使用開始及び使用廃止時の料金算定方法の改正 (日割計算方式) (3) 水道料金の総額表示 (4) 共用給水装置の用途廃止 (5) 連合専用給水装置の用途廃止  ※税込表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額 (1円未満の端数切り捨て)										
料金徴収方法		納付制、銀行口座振替制、各毎月										
改定率		—										

## 6 共同住宅の料金

### (1) 各戸にメーターを設置するもの

各戸ごとに当該メーター口径により算出した額 (1円未満は切り捨て) とする。

### (2) 各戸にメーターを設置していないもの

当該共同住宅の総使用水量をその戸数で除して得た水量を基礎とし、各戸毎に水道料金表の一般用メーター口径20mmの規定を適用して算出した額の合計額 (1円未満は、切り捨て) とする。

## 7 量水器

### (1) 年度別設置数

(単位：個)

年度 口径	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度
13mm	210,466	208,353	206,187	204,540	201,863
20mm	78,406	77,217	75,836	74,347	70,231
25mm	6,710	6,750	6,850	6,837	6,836
40mm	2,030	2,003	1,976	1,948	1,904
50mm	801	793	777	776	761
75mm	314	313	311	310	311
100mm	64	64	64	65	67
150mm	9	9	9	9	9
合計	298,800	295,502	292,010	288,832	281,982

### (2) 購入状況

年度 口径	購入数 (個)						購入金額 (千円)					
	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度
13mm	14,724	13,500	17,830	14,100	19,548	16,501	26,756	28,276	34,985	25,673	47,411	38,879
20mm	3,600	4,001	8,000	9,100	6,500	6,000	8,493	11,695	19,554	19,823	20,564	18,049
25mm	320	403	1,060	641	480	880	1,002	1,509	3,226	1,854	1,729	2,947
40mm	220	220	200	180	200	181	2,503	3,119	2,069	1,929	2,499	2,292
50mm	68	180	90	130	125	135	3,820	13,892	5,935	2,484	8,593	8,976
75mm	4	60	9	60	70	80	309	573	751	5,009	6,372	7,060
100mm	0	5	5	12	16	20	0	751	599	1,273	1,923	2,247
150mm	0	2	3	2	1	1	0	664	677	500	237	204
合計	18,936	18,371	27,197	24,225	26,940	23,798	42,883	60,479	67,796	58,545	89,328	80,654

### (3) 量水器出入庫管理状況

(単位：件)

	据付個数	取付		取外し		取替		購入 個数	修理 個数	廃棄 個数
		件数	うち委託	件数	うち委託	件数	うち委託			
平成24年度	298,800	8,966	2,620	5,734	4,105	37,263	36,175	18,936	28,850	8,693
13mm	210,466	6,477	1,952	4,418	3,212	27,304	26,770	14,724	19,950	6,311
20mm	78,406	2,205	637	1,030	725	9,043	8,763	3,600	8,100	1,201
25mm	6,710	178	26	216	145	639	637	320	560	1,000
40mm	2,030	75	3	49	17	228	4	220	240	160
50mm	801	24	1	15	3	48	0	68	0	21
75mm	314	7	1	6	3	0	0	4	0	0
100mm	64	0	0	0	0	1	1	0	0	0
150mm	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成23年度	295,502	8,734	2,677	5,180	3,737	37,723	36,109	18,371	29,850	14,574
平成22年度	292,010	7,704	2,760	5,243	4,038	39,242	38,240	27,197	23,860	27,132
平成21年度	288,832	7,570	2,617	5,924	5,151	38,116	37,570	24,225	22,000	19,376
平成20年度	281,982	7,899	2,703	6,211	4,739	32,946	32,502	26,940	18,880	18,468



(4) 隔測メータ設置状況 (単位：件)

	隔測メータ		無線メータ		電子メータ	
	設置箇所	設置個数	設置箇所	設置個数	設置箇所	設置個数
平成24年度	5	138	3	3	15	33
13mm	1	47	1	1	11	28
20mm	3	82	0	0	1	1
25mm	1	9	0	0	3	4
40mm	0	0	1	1	0	0
50mm	0	0	0	0	0	0
75mm	0	0	1	1	0	0
100mm	0	0	0	0	0	0
150mm	0	0	0	0	0	0
平成23年度	7	163	3	3	20	20
平成22年度	7	164	3	3	21	21
平成21年度	7	167	3	3	22	22
平成20年度	7	167	3	3	22	22

(5) 量水器改良工事施工状況 (単位：件)

種 別	施 工				
	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
位置変更	1	0	1		9
位置上げ	3	4	5		11
量水器箱取付	0	0	0		1
改 造	13	1	13		8
合 計	17	5	19	0	29

(6) 量水器使用料改定の変遷

実施年月日	口径区分							
	13mm	20mm	25mm 以上	38mm 以上	50mm 以上	75mm 以上	100mm 以上	150mm 以上
大正13年10月01日	市内30銭 市外45銭	45 銭	60 銭	—	2 円	3 円	4 円	—
昭和02年05月01日	市内無料 市外30銭	45 銭	60 銭	1 円	2 円	3 円	4 円	4 円
昭和05年07月01日	15 銭	45 銭	60 銭	1 円	2 円	3 円	4 円	4 円
昭和18年07月01日	20 銭	45 銭	60 銭	1 円	2 円	3 円	4 円	6 円
昭和21年04月01日	30 銭	70 銭	1 円	1円50銭	3 円	4円50銭	6 円	9 円
昭和22年03月01日	75 銭	1円75銭	2円50銭	3円75銭	7円50銭	11円25銭	15 円	22円50銭
昭和22年06月01日	1円80銭	4円20銭	6 円	9 円	18 円	27 円	36 円	54 円
昭和22年08月01日	5 円	12 円	18 円	27 円	54 円	81 円	110 円	160 円
昭和23年10月01日	10 円	24 円	36 円	54 円	108 円	162 円	220 円	320 円
昭和24年04月01日	13 円	24 円	36 円	54 円	108 円	162 円	220 円	320 円
昭和25年02月01日	20 円	30 円	50 円	70 円	150 円	230 円	310 円	450 円
昭和26年12月01日	24 円	30 円	50 円	70 円	150 円	230 円	310 円	450 円
昭和28年06月01日	30 円	40 円	50 円	100 円	200 円	300 円	400 円	500 円
昭和33年04月01日	廃 止							

8 下水道使用料改定の変遷

		昭和34年8月	昭和51年10月	昭和59年4月	昭和64年1月	平成元年4月	
水道水による汚水	一般家庭用及び営業用	水道料金の17%	基本使用料8m <sup>3</sup> まで 80円	一般用	基本使用料8m <sup>3</sup> まで 150円	基本使用料8m <sup>3</sup> まで 300円	同左
			9m <sup>3</sup> 以上10m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき10円		9m <sup>3</sup> 以上 10m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき20円	9m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> まで	同左
			11m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき20円		11m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき25円	1m <sup>3</sup> につき40円	
			21m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき21円		21m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき30円	21m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき50円	同左
			31m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき23円		51m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき35円	51m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき60円	同左
			51m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき25円		51m <sup>3</sup> 以上 201m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき40円	51m <sup>3</sup> 以上 201m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき70円	同左
	一般家庭の兼用	水道料金の17%	基本使用料8m <sup>3</sup> まで 80円	基本使用料8m <sup>3</sup> まで 80円	200m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき35円	200m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき60円	同左
			9m <sup>3</sup> 以上10m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき10円	9m <sup>3</sup> 以上10m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき10円	201m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき40円	201m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき70円	同左
			11m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき20円	11m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき20円	501m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき80円	501m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき80円	同左
			21m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき5円	21m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき5円			
浴公衆	水道料金の17%	1m <sup>3</sup> につき5円	浴公衆	1m <sup>3</sup> につき5円	1m <sup>3</sup> につき5円	同左	
水道水以外による汚水	家庭用	1世帯につき (5人まで) 30円 1人増すごとに5円	1世帯につき 80円	家庭用	1世帯につき 150円	1世帯につき 300円	同左
	営業用	1m <sup>3</sup> につき 3円	1m <sup>3</sup> につき 6円	営業用	2000m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき15円 2001m <sup>3</sup> 以上 5000m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき30円 5001m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき40円	水道水による汚水 一般用と同様	同左
	浴公衆	1m <sup>3</sup> につき 2円	1m <sup>3</sup> につき 5円	浴公衆	1m <sup>3</sup> につき 5円	1m <sup>3</sup> につき 5円	同左
消費税等			消費税等			※税抜表示 料金は、上記料 金表の基本料金 と従量料金との 合計額に100 分の103を乗 じて得た額(1円 未満の端数は、 切り捨て)とす る。	
改定率	-	172.00%		68.50%	93.60%	3.00%	

\*水道水以外による汚水：井戸水、温泉水など

平成5年6月	平成9年5月	平成13年4月	平成17年11月	平成21年9月
基本使用料 10m <sup>3</sup> まで  400円	基本使用料 10m <sup>3</sup> まで  600円	基本使用料 10m <sup>3</sup> まで  800円	基本使用料 10m <sup>3</sup> まで  990円	基本使用料  850円 1m <sup>3</sup> 以上 10m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき14円
11m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき50円	11m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき70円	11m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき90円	11m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき125円	11m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき125円
21m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき65円	21m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき90円	21m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき115円	21m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき165円	21m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき165円
51m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき85円	51m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき125円	51m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき165円	51m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき200円	51m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき200円
201m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき100円	201m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき150円	201m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき200円	201m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき240円	201m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき240円
501m <sup>3</sup> 以上 2000m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき120円	501m <sup>3</sup> 以上 2000m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき185円	501m <sup>3</sup> 以上 2000m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき250円	501m <sup>3</sup> 以上 2000m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき280円	501m <sup>3</sup> 以上 2000m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき280円
2001m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき140円	2001m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき220円	2001m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき300円	2001m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき325円	2001m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき325円
1m <sup>3</sup> につき 5円	1m <sup>3</sup> につき 5円	1m <sup>3</sup> につき 10円	1m <sup>3</sup> につき 12円	1m <sup>3</sup> につき 12円
1世帯につき 500円	1世帯につき 1,000円	1世帯につき 1,300円	1世帯につき 1,700円	1世帯につき 1,700円
水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様
1m <sup>3</sup> につき 5円	1m <sup>3</sup> につき 5円	1m <sup>3</sup> につき 10円	1m <sup>3</sup> につき 12円	1m <sup>3</sup> につき 12円
※税抜表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。	※税抜表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。	※税抜表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。	※税抜表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額	※税抜表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額
37.33%	44.91%	30.58%	18.54%	-

